

軽自動車検査証返納確認書

一般社団法人 全国軽自動車協会連合会

譲渡証明として活用されていましたが、返納確認書の発行終了後は「譲渡証明書」の提出が必要となります。

自動車検査証返納証明書交付申請の際は、※1欄に所有者が押印して下さい。

自動車検査証の返納を承諾した所有者の印
※1



一般社団法人
全国軽自動車協会連合会

自動車検査証返納後の譲渡の記入欄	譲渡年月日	譲渡人(所有者)印	譲受人(新所有者)の氏名又は名称及び住所
	※2	※3	※4
	印		
	印		
	印		

車台番号 (自動車検査証返納証明書交付申請の前に、車台番号を記入して下さい。)

注:(1)この書類は自動車検査証返納証明書と一対で使用します。
(2)この書類は、次回の新規検査申請の際に法令上必要な「使用者であることを証する書面」となります。自動車検査証返納証明書と共に提出して下さい。(3)1回目の譲渡の場合は、所有者が※2欄に押印して下さい。2回目の譲渡の場合は、※3欄に記入されている方が※4欄に押印して下さい。3回目も同様です。